

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「新宿区くらしのガイド」企画制作業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(件名)

第2条 プロポーザルの件名は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル」とする。

2 選定した事業者に対する業務の委託件名は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託」とする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の翌日から令和6年3月15日（金）とする。

(業務内容)

第4条 業務内容は、「新宿区くらしのガイド」の編集及び印刷製本であり、詳細は、別紙「『新宿区くらしのガイド』企画提案参考仕様書」のとおりとする。

(定義)

第5条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 総合政策部長とは、新宿区総合政策部長をいう。
- (3) 参加予定者とは、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (4) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

(募集要項の公表)

第6条 区は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル募集要項」を5月29日（月）に、区公式ホームページに掲出し、公表する。なお、公表をもって公募開始とする。

(プロポーザルの実施内容)

第7条 「新宿区くらしのガイド」の企画案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定するものである。

(応募資格)

第8条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が地域情報誌に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 別紙「『新宿区くらしのガイド』企画提案参考仕様書」に基づく業務を行えること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

（応募方法）

第9条 令和5年6月14日（水）午後5時までに、下記（1）～（5）の書類を一括して総合政策部区政情報課広報係に提出することにより参加の手続きとする。提出方法は持参または郵送（郵送の場合は期日までに必着）し、持参する場合は、あらかじめ来庁日時を連絡するものとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式） | 1部 |
| (2) 会社概要 | 1部 |
| (3) 企画提案書 | 11部 |
| (4) 企画提案書の構成参照表（第8号様式） | 11部 |
| (5) 見積書（第9号様式） | 1部 |

（企画提案書の仕様・条件）

第10条 企画提案書は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル募集要項」及び、別紙「『新宿区くらしのガイド』企画提案参考仕様書」に基づき作成するものとする。企画提案書の作成に当たっては、「新宿区くらしのガイド」が、障害の有無や年齢に関わらず多くの読者が利用できる冊子となるようにユニバーサルデザインに配慮すること。企画提案書には、社名・所在地の詳細（町丁目）・代表者等氏名・

電話番号は記載しないこと。また、以下（１）～（１５）の事項については、企画提案書に必ず盛り込み、改善提案については、既刊「新宿区くらしのガイド2022年版」の内容を前提とする。仕様は、A4判用紙を縦で使用し、横書きとする。ただし、これにし難い事情があると区が認めた場合には、この限りでない。

- （１） 冊子全体の企画
- （２） 表紙案（掲載すべき情報とデザインの組み合わせ）
※新宿の魅力を伝える写真を取り入れたもの
- （３） 特集等ページの構成案
 - ・テーマ1「（仮題）わたしたちの防災」
災害から命を守るためのいざという時の行動・相談場所、日ごろの備え、区の取り組み等を紹介する。
 - ・テーマ2「（仮題）エリアシティウォーク」
区民が区内名所を巡りながら健康づくりに取り組めるよう、まち歩きルートやスポット、マップをエリア（四谷、神楽坂、高田馬場・早稲田・大久保、落合、新宿駅周辺）ごとに紹介する。
- （４） 行政情報ページの構成案
- （５） 行政情報ページの改善提案と読みやすさ、情報の探しやすさの提案
※（４）（５）について、情報は、カテゴリごとに一覧表に集約し文言を精査するなど読みやすい構成とするほか、二次元コードを掲載するなどし、パソコンやスマートフォンなどインターネット利用者も情報を検索しやすい内容となるよう工夫すること。
- （６） 医療機関情報の構成案
- （７） 家庭で常備する冊子としての提案
- （８） 電子書籍版の利便性の提案
※電子書籍版から区ホームページ内関連ページへのリンク機能を付与する等、閲覧者の利便性を考慮すること。
- （９） 取組む考え方や姿勢
- （１０） 区との連携体制、制作体制、スケジュール管理体制、印刷製本体制
- （１１） 地方自治体等との協働による行政情報誌の発行及び配布に関する最近の実績
- （１２） 地域情報誌類の発行及び配布に関する最近の実績
- （１３） 医療機関情報及び医療広告の取扱いに関する最近の実績
- （１４） 広告掲載基準及び広告掲載に関する考え方
- （１５） 地域情報・広告収集に関する体制と最近の実績

（参加の辞退）

第11条 参加者及び参加予定者は、前条に規定する申請をしてから本実施要領第13条第2項に規定する事業者の選定があるまでの間、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

- 2 参加者による前項の辞退は、当該辞退の理由を付して、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第2号様式）を事務局へ提出するものとする。
- 3 提出方法は持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。

（参加予定者の質問）

- 第12条 参加予定者は、プロポーザルに係る事項について、「新宿区くらしのガイド」質問票（第3号様式）を提出することにより、質問を行うことができる。
- 2 「新宿区くらしのガイド」質問票（第3号様式）は、令和5年6月9日（金）午後5時までに、事務局へ提出するものとする。
 - 3 提出方法は電子メールによる送信とする。
電子メールアドレス info@city.shinjuku.lg.jp
 - 4 第1項の質問に対する回答は、令和5年6月13日（火）午後5時までに事務局が電子メール等により参加予定者全員に対して行う。

（選定方法）

第13条 別に定める『「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル選定委員会設置要領』に基づき、「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という）を設け評価を行い、選定する。

（1）第1段階評価（書類選定）

提出された企画提案書等に不備がない応募事業者について、企画提案書等により評価を行い、評価点合計が満点の6割以上で、かつ上位3社までを第1段階評価通過者とする。なお、第1段階評価結果は下記により通知する。

・通過の事業者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託事業者第1段階評価通過通知書
（第4号様式）

・不通過の事業者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託事業者第1段階評価不通過通知書
（第5号様式）

（2）第2段階評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1段階評価通過者を対象に、指定する日時及び場所において、提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングについては、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託」の業務責任者が行うものとし、出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて最大で3名以内とする。

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に加え、見積金額を総合的に評価し、「新宿区くらしのガイド」企画制作に係る委託事業者を選定し、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める書類により通知する。

・採用の事業者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託事業者採用通知書（第6号様式）

- ・不採用の事業者

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係る不採用通知書（第7号様式）

不採用通知書には、不採用の理由を付する。

(3) 結果の公表

選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳をホームページで一年度間公表する。

(選定委員会)

第14条 提案書類の提出を受け、「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係る事業者の企画提案を選定委員会で評価する。選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、別途定める。

(参加経費等)

第15条 プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担する。

2 本実施要領第7条第2項及び第9条により提出された会社概要及び企画提案書については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者又は参加予定者への返却は行わない。

3 企画提案書の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。

4 企画提案書の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

5 企画提案書の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。

6 採用された企画提案書（第2号様式）の内容については、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。

(事務局)

第16条 プロポーザルの事務局は、区政情報課広報係に置く。

(疑義の決定等)

第17条 本実施要領の各条項若しくは解釈について疑義を生じたとき、又は、本実施要領に定めのない事項については、総合政策部長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年5月16日から施行する。